

西陣特別工業地区建築条例について

西陣特別工業地区では、本市の伝統的工艺品産業である西陣織の製造に係る産業の利便の増進を図ることを目的に、第一種地区と第二種地区に区分し、制限の強化や緩和を行っています。

第一種地区（用途地域が準工業地域の区域）

建築基準法による準工業地域の用途の制限に加え、本条例で工場に関する用途の制限を定めています（制限の強化）。

第二種地区（用途地域が第一種及び第二種住居地域の区域）

建築基準法による第一種及び第二種住居地域の用途制限に関わらず、本条例で定める要件を満たす工場であれば立地が可能となります（制限の緩和）。

（詳細は、条例本文を御確認ください

京都市 西陣特別工業地区建築条例

検索



条例の内容

★【第一種地区】（準工業地域内）において、次の1及び2に該当するものは、

「建築」又は「用途を変更して新たにこれらの用途に供すること」ができません。

- 1 建築基準法別表第2（ぬ）項第2号に掲げる工場（下表に該当するものを除く。）
- 2 建築基準法別表第2（ぬ）項第3号に掲げる工場（下表に該当するものを除く。）

下表 【本条例の制限対象外の工場】

- (1) 機織並びに製織のための紋彫り、紋編み、ねん糸、練糸、糸染め、糸繰り、整経、そうこう及び整理加工並びに織物に係る裁縫及び製袋並びに組みひも並びにこれらに類する事業で市長が認めるもの
- (2) 1に掲げる事業の用に供する機械若しくはその付属器具又はこれらの部品若しくは工具の製造及び修理並びに金銀糸又は金銀切ばくの製造

★【第二種地区】（第一種及び第二種住居地域内）において、

以下1～4の条件を全て満足する工場は、建築基準法の用途制限に関わらず、「建築」又は「用途を変更して新たにこれらの用途に供すること」ができます。

- 1 機織を営む工場であること
- 2 機織に使用する原動機の出力の合計が2kw以下であること
- 3 作業場の床面積の合計が50㎡以下であること
- 4 作業場の構造及び建築設備が裏面表に適合すること

〔機織に使用する原動機の出力の合計が0.75kw以下の場合、4の条件は適用されません。〕

裏面表 【作業場の構造及び建築設備】(条例第7条)

- (1) 建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分は、力織機、機織に使用する原動機及びこれらの基礎並びに力織機の付属器具と分離すること。
- (2) 外壁は、次のいずれかに該当する構造とすること。
 - ア 鉄筋コンクリート造で厚さが10センチメートル以上のもの
 - イ コンクリートブロック造で肉厚及び仕上げ材料の厚さの合計が10センチメートル以上のもの
 - ウ 土塗真壁造で厚さが7センチメートル以上のもの
 - エ 下地の両面を塗り厚さがそれぞれ2センチメートル以上のモルタル塗りまたはしっくい塗りにより仕上げた大壁造で厚さが13センチメートル以上のもの
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長がこれらと同等以上のしゃ音性能を有すると認めるもの
- (3) 長屋である場合にあっては、界壁は、次のいずれかに該当する構造とし、小屋裏または天井裏に達せしめること。
 - ア 前号のア、イ及びエに掲げるもの
 - イ 土塗真壁造で厚さが7センチメートル以上のものとし、かつ、作業場(天井のある場合にあっては、天井裏を含む。)に面する部分を塗り厚さがそれぞれ2センチメートル以上のモルタル塗りまたはしっくい塗りにより仕上げた大壁造
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長がこれらと同等以上のしゃ音性能を有すると認めるもの
- (4) 屋根は、次のいずれかに該当する構造とすること。
 - ア 鉄筋コンクリート造で厚さが10センチメートル以上のもの
 - イ ふき土を用いてかわらでふいたもの
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長がこれらと同等以上のしゃ音性能を有すると認めるもの
- (5) 外壁に設ける出入口の戸は、骨組みを金属製とし、かつ、両面に金属板を張り、もしくは厚さが5ミリメートル以上のガラスを用いた片開き戸または市長がこれらと同等以上のしゃ音性能を有すると認める構造とし、かつ、その開口面積は、外壁1面につき、2平方メートル以下とすること。この場合において、法第42条に規定する道路(同条第1項第4号に該当するものを除く。)に面する外壁に設ける出入口の戸にあっては、両開き戸または引違い戸とし、かつ、その開口面積は、外壁1面につき、4平方メートル以下とすることができる。
- (6) 外壁に設ける窓は、わく及びさん金を金属製とし、厚さが5ミリメートル以上のガラスを用いたはめごろし戸、片引き戸もしくは引違い戸または市長がこれらと同等以上のしゃ音性能を有すると認める構造とし、かつ、その開口面積は、隣地境界線からの水平距離が1メートル以下の箇所に設けるものにあつては外壁1面につき1平方メートル以下とし、その他のものにあつては外壁1面につき2平方メートル(2重窓とする場合にあっては、4平方メートル)以下とすること。
- (7) 換気設備を設ける場合にあっては、機械換気設備とし、かつ、内面に、長さが2メートル以上にわたり、厚さが2.5センチメートル以上の岩綿またはガラス綿を張った風道で開口面積が0.25平方メートル以下のものまたは市長がこれと同等以上の消音性能を有すると認める設備を設けるとともに、その開口部は、直接、隣地境界線に面しないこと。
- (8) 壁(床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。)及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分は、次のいずれかに該当する構造とすること。
 - ア 厚さが2センチメートル以上の岩綿またはガラス綿を張ったもの
 - イ 厚さが1.2センチメートル以上の吸音用軟質繊維板を張ったもの
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長がこれらと同等以上の吸音性能を有すると認めるもの

(備考)

※ 建築基準法における用途規制など、本条例以外の制限については、別途御確認ください。

※ 本条例への適合は、建築確認申請で確認しますので、別途の手続きはありません。

適用区域

適用区域図を御覧ください(詳細は、都市計画図

京都市 用途地域検索

検索

を御覧ください)。

<問合せ先>

- ・制限の内容について(京都市 都市計画局 建築指導課 電話:075-222-3620)
- ・適用区域について(京都市 都市計画局 都市計画課 電話:075-222-3505)

適用区域

詳細な区域の範囲は、都市計画図を御覧ください。



第二種地区

北山通

大宮通

第二種地区

北大路通

第二種地区

第一種地区

千本通

第二種地区

鞍馬口通

紫明通

西大路通

第一種地区

第一種地区

第二種地区

第一種地区

第一種地区

烏丸通

第一種地区

第一種地区

第一種地区

第二種地区

今出川通

中立売通

第二種地区

第一種地区

第一種地区

堀川通

京都府庁

京都御苑

丸太町通

第一種地区

0 125 250 500
メートル

凡例  西陣特別工業地区 第一種地区, 第二種地区